

## 通信販売広告における食品の表示に関する方針

近年、食品（生鮮食品「農産物、畜産物、水産物、玄米・精米・穀類」、加工食品、健康食品、飲料、アルコール飲料等を含む）の通信販売は、ネット通販の伸長などとともに急速に拡大し、当協会会員の売上高構成比でも 47.48%（2019 年企業実態調査）と 5 割に近づいている。

そもそも、消費者が食品を通販で購入する場合には、印刷物、映像、ディスプレイ画面の表示等の広告の表示内容を目安にするが、広告が食品表示法に基づく表示義務の対象に含まれないこともあり、その表示内容については必ずしも統一されていない。

広告表示内容の画一的な統一は各事業者の事業展開のあり方が異なるため困難であるが、商品選択に資するなど消費者の利便性を考慮すると、購入の判断に必要な情報はできる限り広告に表示すべきと考える。

そこで、この方針では、当協会として事業者が遵守すべき基本の方針として、通信販売における食品の広告表示に関する事項を、食品表示法及び食品表示基準に準拠して定める。

### 第 1 条（目的）

この方針は、食品を通信販売する際の広告表示において表示すべき内容及び関連する事項について定めることにより、消費者の自主的かつ合理的な商品選択に資する情報提供のあり方を示し、食品の通信販売事業の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 第 2 条（定義）

- (1) この方針において「食品」とは、医薬品及び医薬部外品を除く、加工食品（農産加工食品、水産加工食品、清涼飲料や酒類を含む飲料、健康食品等）、生鮮食品（穀類や野菜等を含む農産物、畜産物、水産物等）、添加物（ベーキングパウダー、バニラエッセンス等）の全ての食品及び飲料をいう。
- (2) この方針において「広告表示」とは、容器包装、チラシ、新聞広告、映像、ウェブサイトの表示等、事業者が顧客を誘引するための手段として自己の供給する商品又は役務の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、景品表示法に基づいて内閣総理大臣が指定するものをいう。

### 第 3 条（加工食品について表示すべき商品情報）

加工食品を通信販売する際の広告表示においては、下記の事項を表示する。

- (1) 名称
- (2) 原材料名
- (3) 内容量

- (4) 消費期限又は賞味期限
- (5) 保存方法
- (6) 製造所等の所在地および製造者等の氏名又は名称
- (7) (アスパルテームを含む場合) L-フェニルアラニン化合物を含む旨
- (8) (輸入品の場合) 原産国名
- (9) (食品表示基準において特定原材料に指定される食品を原材料とする場合及び特定原材料に由来する添加物を含む場合) アレルゲン
- (10) (食品表示基準において原料原産地名の表示が求められている場合) 原料原産地名
- (11) (食品表示基準において遺伝子組換え食品に関する事項の表示が求められている場合) 遺伝子組換え食品に関する事項

#### 第4条(生鮮食品について表示すべき商品情報)

生鮮食品を通信販売する際の広告表示においては、下記の事項を表示する。

- (1) 名称
- (2) 原産地(玄米及び精米については、原料玄米の産地及び品種等)
- (3) (特定商品として内容量の表示が求められている場合) 内容量
- (4) (食品表示基準においてアレルゲンの表示が求められている場合) アレルゲン

#### 第5条(ベーキングパウダー、バニラエッセンス等の添加物について表示すべき商品情報)

添加物を通信販売する際の広告表示においては、下記の事項を表示する。

- (1) 名称
- (2) 保存方法
- (3) 消費期限又は賞味期限
- (4) 内容量
- (5) 製造所等の所在地および製造者等の氏名又は名称

#### 第6条(表示すべき商品情報を省略できる場合)

第3条から第5条の規定にもかかわらず、食品表示基準等の定めによりその表示を省略することができる旨が定められている事項については、広告表示においてもその表示を省略することができる。

#### 第7条(消費期限又は賞味期限の表現方法)

消費期限又は賞味期限を表示する場合には、下記の方法を参考に、消費者に誤認を与えないような表現で表示する。

- (1) 当該広告で販売する商品の期限の範囲(「4月1日から4月14日まで」等)

- (2) 当該広告で販売する商品のうち最も早く到来する期限(「賞味期限4月1日以降のものをお届けします」等)
- (3) 商品の発送時又は到着時からの期間(「商品発送後2週間」等)

#### 第8条(表示すべき情報が変更される場合の措置)

1 商品情報が変更される等の事情により、販売開始時に第3条から第5条に基づき表示すべき事項に変更が生じることが予想される場合には、当該事項について変更の可能性がある旨を併記する。

2 第3条から第5条に基づき表示すべき事項に変更が生じた場合には、以下の方法を参考に、変更又は修正された事項について正確な情報提供に努める。

- (1) 当該広告表示そのものを変更又は修正する
- (2) 受注の際に情報提供を行う
- (3) 当該広告表示に顧客相談窓口の連絡先を表記し顧客相談窓口で情報提供を行う
- (4) 当該広告表示にウェブサイトのリンクを表記し当該ウェブサイト上で情報提供を行う

#### 第9条(広告媒体の特性に応じた表示手段)

1 第3条から第5条に基づき表示すべき事項を含む食品に関する事項を広告表示に表示する場合には、広告媒体ごとの特性に鑑み、消費者の自主的かつ合理的な商品選択に資するよう、できる限り正確に提供するよう努める。

2 表示できる時間やスペースに制限がある等の事情により、第3条から第5条に基づき表示すべき事項を広告表示に全て表示することができない場合には、以下の方法を参考に、当該事項のうち表示していない事項に関して情報提供を行う。

- (1) 受注の際に情報提供を行う
- (2) 当該広告表示に顧客相談窓口の連絡先を表記し顧客相談窓口で情報提供を行う
- (3) 当該広告表示にウェブサイトのリンクを表記し当該ウェブサイト上で情報提供を行う

#### 第10条(商品情報の正確性を担保するための取組み)

1 食品製造事業者や卸事業者から入手した広告表示の根拠となる情報を適切に管理し、消費者からの問い合わせに対し当該消費者が購入した商品の情報について確認できるようにするなど、消費者に対し正確な情報を提供できる体制を整備するよう努める。

2 食品の商品情報に変更があった場合には、その内容について広告表示管理担当者をはじめ社内で情報共有することにより、速やかな広告表示の変更又は修正を行うことができるようにするなど、商品情報の変更に対応した正確な情報を提供できる体制を整備するよう努める。

3 広告表示の内容に誤りがあり食品事故等が起きる可能性が生じた場合には、被害を未然に防ぐために必要な措置を速やかに講ずることができるようにするなど、食品事故を防止する体制を整備するよう努める。

#### 第11条（消費者への啓発）

広告表示における商品情報の提供だけでは消費者が正確な商品情報を理解することが困難である場合は、当該広告表示に加えて消費者が理解するために必要な情報を提供するよう努める。

#### 附則

- 1 本方針は、令和3年8月19日から施行する。
- 2 本方針は、法令等の改正等があった場合は適宜見直しを行い、改定する。

公益社団法人 日本通信販売協会